

制度部のページ

LLP（有限責任事業組合）の制度 DES（Debt Equity Swap）と企業再生

はじめに

今年度、制度部では「LLP（有限責任事業組合）の制度」について、及び「企業の清算・再生」の2つのグループに分かれて研究活動を行ってきました。この両テーマは、なるべく部員の今後の実務において有益となるように選定しました。

「LLP」に関しては、いまだに税制等の整備が進んでいないのが現状で、また、制度そのものにおいても部員のほとんどが初めて研究する内容だったため、研究時間もかなり多くとる必要がありました。

「企業の清算・再生」に関しては、実務的に携わることも多い反面、法制度の全体像を知らないまま、税務書類等を作成しているケースが少なからずあると思います。また、新会社法施行により変わった点も多く、こちらの研究にも時間がかかりました。

両テーマとも、名青税シンポジウムにおいて、パワーポイントによるプレゼンテーション形式で行いましたが、発表時間の関係で一年間の研究活動の内容の一部しか発表できませんでした。したがって、本稿では今年度行ってきた研究活動内容の全体を記すことができました。

最後になりましたが、今年度の制度部員の皆さんには部会等の開催もかなり多くご苦勞をおかけしましたが、この場をおかりいたしまして心より御礼申し上げます。そして、この研究が部員の皆さんの今後の実務に役立ち、名古屋青税のみならず、税理士としての活動の幅が広がるきっかけとなる事を願ってやみません。

平成19年3月31日

制度担当副会長 井川源太郎

制度部長 杉本直樹

制度副部長 濱田和希

○ LLPグループ

I 有限責任事業組合（LLP）の制度

1. LLPの概要
2. LLPの3つの特徴
3. まとめ

II LLPの具体的事例を用いての考察

1. LLPの経理処理
2. 個人組合員の処理
3. 法人組合員の処理
4. 会計上の問題点について
5. 最後に

○ 清算・再生グループ

1. 倒産法制
2. 法的整理と私的整理
3. 倒産処理制度の歴史
4. 会社法による制度の変更
5. DESとは
6. DESのメリット・デメリット
7. 会社法施行に伴う税制改正とDES
8. DESの税務
9. 中小企業再生支援協議会の利用

有限責任事業組合(LLP)の制度

制度部 LLP研究グループ

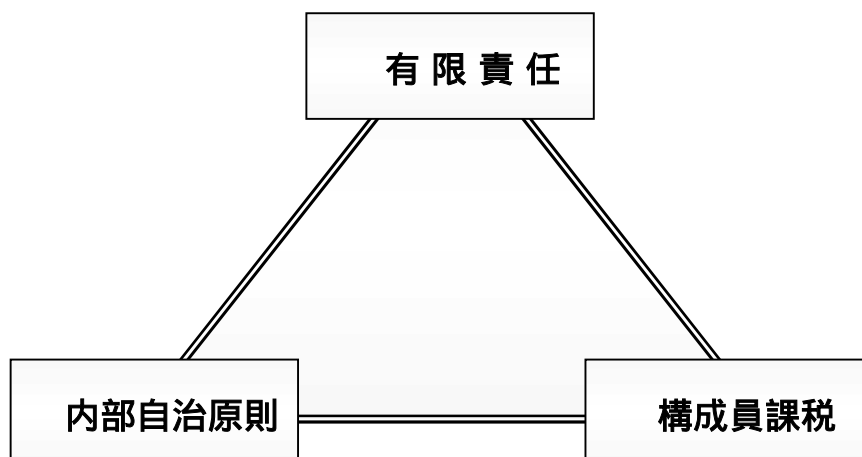
制度部 LLP研究グループ

制度部LLP研究グループでは、新しい起業創業制度である有限責任事業組合(LLP)について取り上げました。

今回はLLPとはどういうものかという制度面を中心にお話させていただきたいと思います。

LLPの3つの特徴

LLPには、次の3つの特徴があります。



本日のお話のなかで、これだけは押さえていただきたい点が3つございます。
本日この3点を理解していただければよいと思います。
中盤ごろお話させていただく、LLPの3つの特徴である

1. 有限責任
2. 内部自治原則
3. 構成員課税

です。

有限責任事業組合（LLP）の概要

名 称 Limited Liability Partnership
(有限責任事業組合)

目的・狙い 起業の促進、ジョイントベンチャーや専門的
能力を有する人材の共同事業の振興

経営形態 LLPは2名以上で設立する。
パートナー全員が同等の扱い。
代表組合員も取締役会も存在しない。

⇒ 外部者による経営監視の発想はない。

最初に、有限責任事業組合（LLP）の概要についてお話をさせていただきます。

まず、名称ですが、LLPとはLimited（有限）Liability（責任）Partnership（組合）、有限責任事業組合、の略です。

この制度は平成17年4月27日成立の有限責任事業組合契約に関する法律（LLP法）が成立し、同年8月1日に施行され、LLPの設立ができるようになりました。

LLP制度の目的・狙いは、創業を促し、企業同士のジョイントベンチャーや専門的な能力を持つ人材の共同事業を振興することです。

経営形態としては、LLP契約の当事者は、2名以上の個人または法人でなければならないと定められています。

すなわち、法人格のない組合やいわゆる権利能力なき社团は、LLP契約の当事者になることができません。

当然、LLPは他のLLP契約の当事者になることができません。

組合員（パートナー）全員が同等の扱いで、代表組合員は存在しません。また、取締役会などの会社機関も存在しません

すなわち、外部者による経営監視の発想はありません。

有限責任事業組合(LLP)の概要

従来の事業体における問題点

株式会社	出資比率に応じた損益分配 組織の意思決定に遅滞	⇒	LLP 出資比率によらない 自由な損益分配 全員が有限責任
合名会社 民法組合	出資者全員が無限責任		
合資会社 匿名組合	代表者は無限責任		

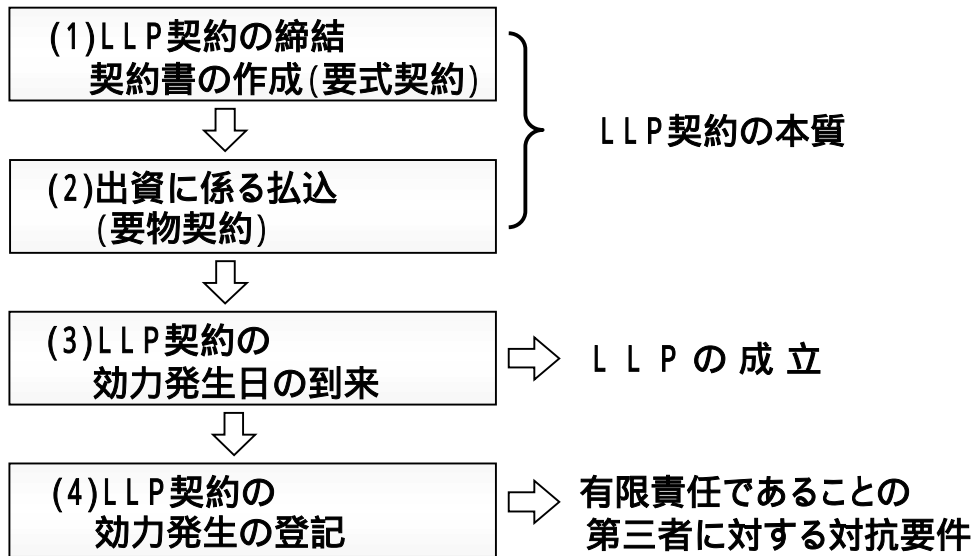
従来、企業同士が共同事業を行う場合は、株式会社や民法組合などがありました。
株式会社の損益分配は、出資比率です。組織機関があるため、意思決定の遅れが
出ます。

また、民法組合等は無限責任を負わなければなりませんでした。

LLPでは、出資比率によらない自由な損益分配も可能であり、かつ、出資者全員が有
限責任です。

LLPの設立

LLP設立には4つのステップが必要 !!



実際のLLPの設立についてご説明します。

LLPの設立とは、法人を設立する行為ではなく、LLP契約の効力を生じさせる行為です。

すなわち、LLP契約を成立させるためには、

(1) 組合員となるものが、LLP契約を締結し、契約書を作成し、署名する。

LLP法においては必ず書面で契約書を作成し、署名しなければならないと定められており、口約束だけではダメです。

(2) 契約に記載した出資を行う

設立に係る出資については、金銭その他の資産と規定されています。現金以外でも、貸借対照表に計上できるような土地、建物、特許権などであれば、出資できます。

この(1)と(2)の2つの条件を満たすことが、LLP契約の本質です。

(3) また、LLP契約書には、組合契約の効力が発生する年月日を記載しなければなりません。

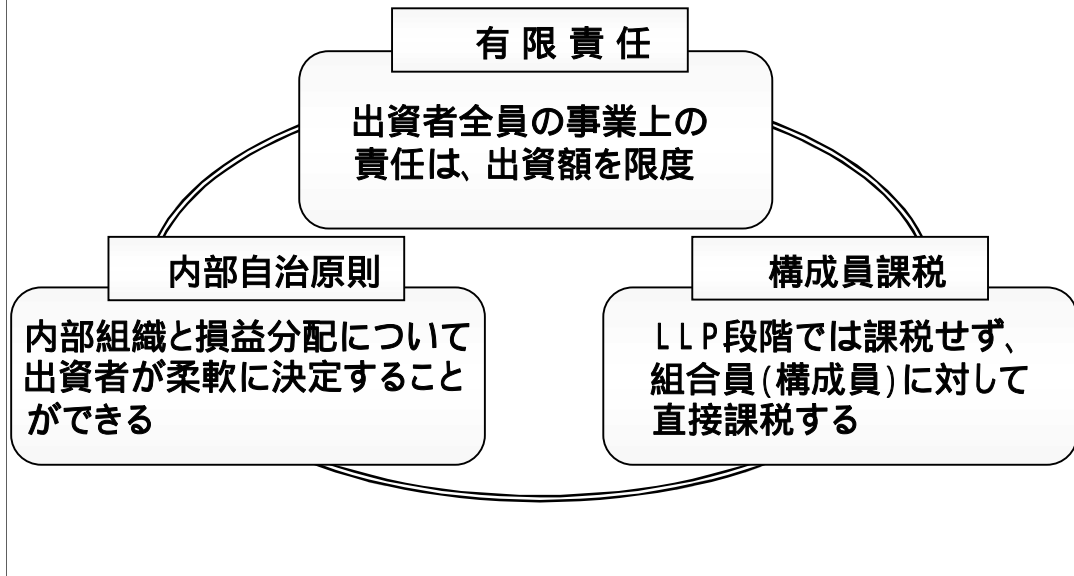
この日が到来するとLLP契約の効力が生じ、LLPが成立します。

(4) LLPは有限責任組合員のみによって構成される組合です。

そのため、取引の安全保護の見地から、組合契約の登記制度が設けられています。すなわち、LLP契約を登記した後でなければ、LLP契約が有限責任であることを、善意の第三者に対抗できません。

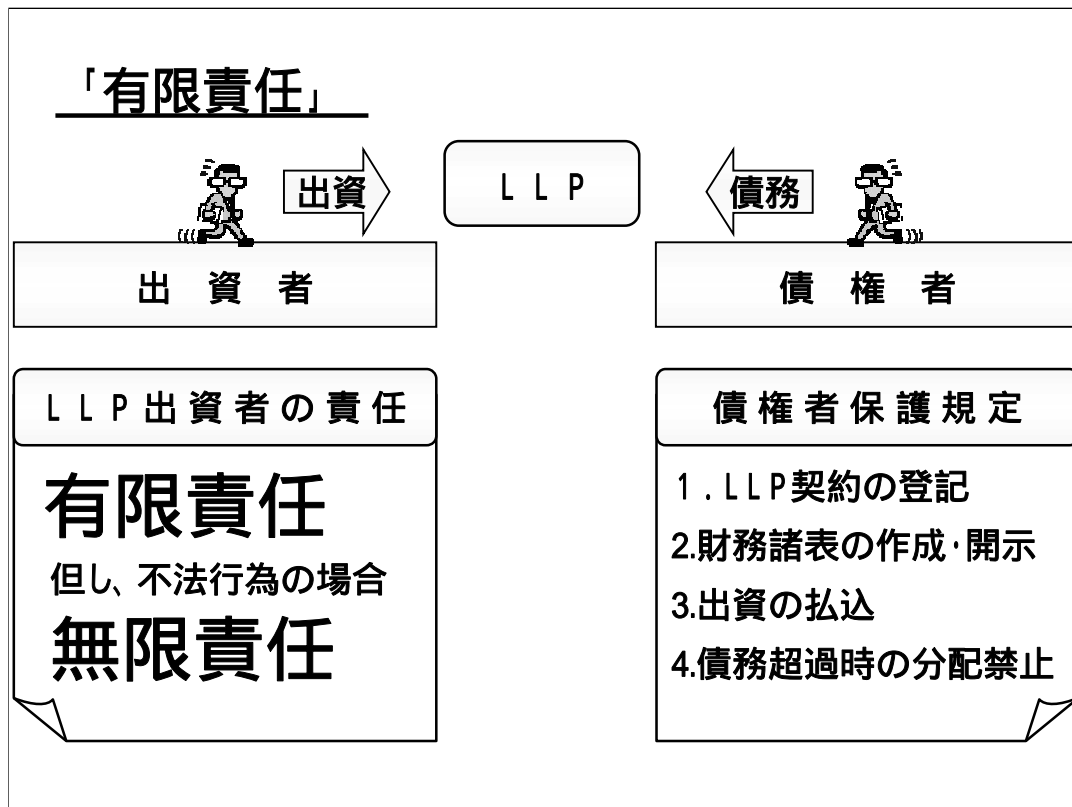
LLPの3つの特徴

LLPには、次の3つの特徴があります。



ここでご説明する3つの特徴が一番大切な項目です。
本日はこれを理解していただきたいと思います。

1. 有限責任です。
これは、出資者全員が出資額の限度までしか、事業上の責任を負わないということです。
2. 内部自治原則です。
これは出資者が内部組織と損益分配について柔軟に決められるということです。
3. 構成員課税です。
LLP自身には何も課税せず、組合員(構成員)に直接課税する。ということです。



有限責任についてご説明します。

有限責任により、出資者にかかる事業上のリスクが限定され、事業に取り組みやすくなります。

LLP法では出資者全員が有限責任と規定しています。

当然のことながら、不法行為を行った出資者は、不法行為者として無限責任を負います。

また、LLP法は、債権者保護を徹底するために債権者保護規定を数多く設けています。

1 LLP契約の登記を義務付けています

これにより、有限責任であることを第三者にも知らしめています。

2 財務諸表の作成と債権者に対する開示を義務付けています

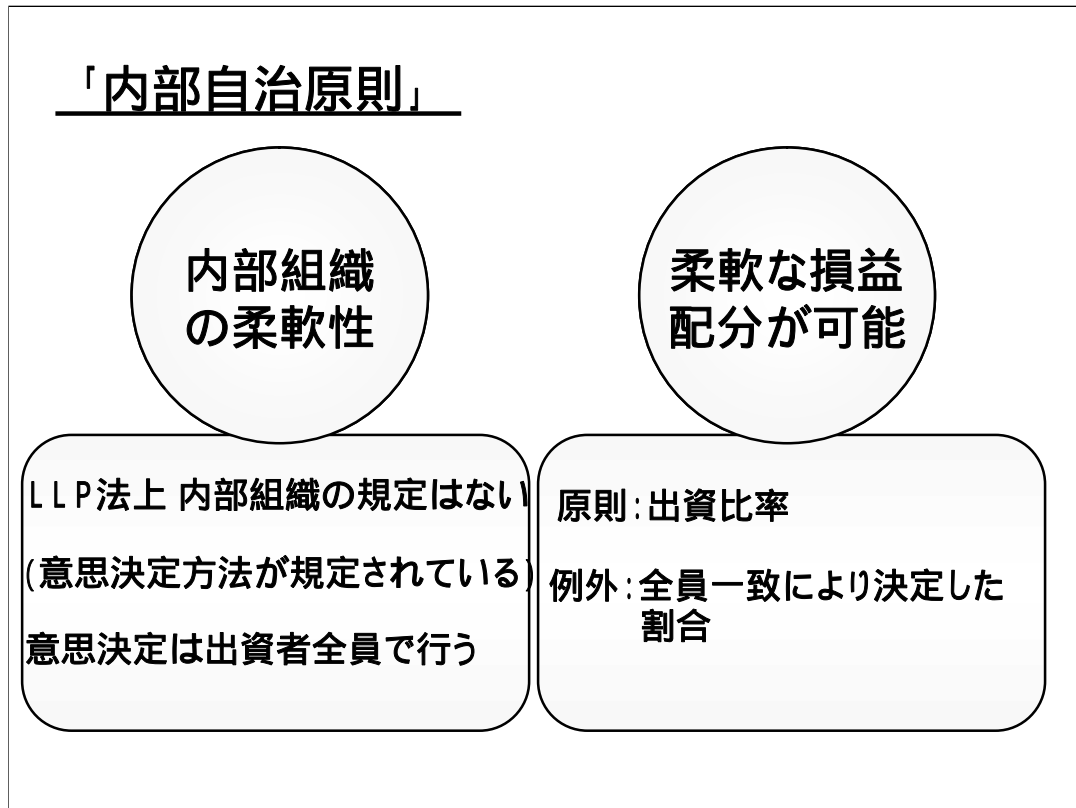
3 LLP契約は、出資者がすべての出資を履行することによって、初めて効力が生じます

これは、株式会社の資本金に相当する財産を、LLP設立の際にも保持させることを目的としています

4 債務超過時の利益分配の禁止などを義務付けています。

金銭を出資者に分配する時には、必ずある程度の財産をLLPに残しておくことを目的とするものです。

以上のようなものがあります。



内部自治原則ですが、大きく分けて2つに分類されます。

1番目は内部組織の柔軟性についてです。

LLP法上、株主総会などの組織の機関については、何も規定されていません。

内部で自由に決定し、運営することができます。

これにより、機関設置に伴う、手間とコストが削減できます。また、意思決定スピードも速くなります。

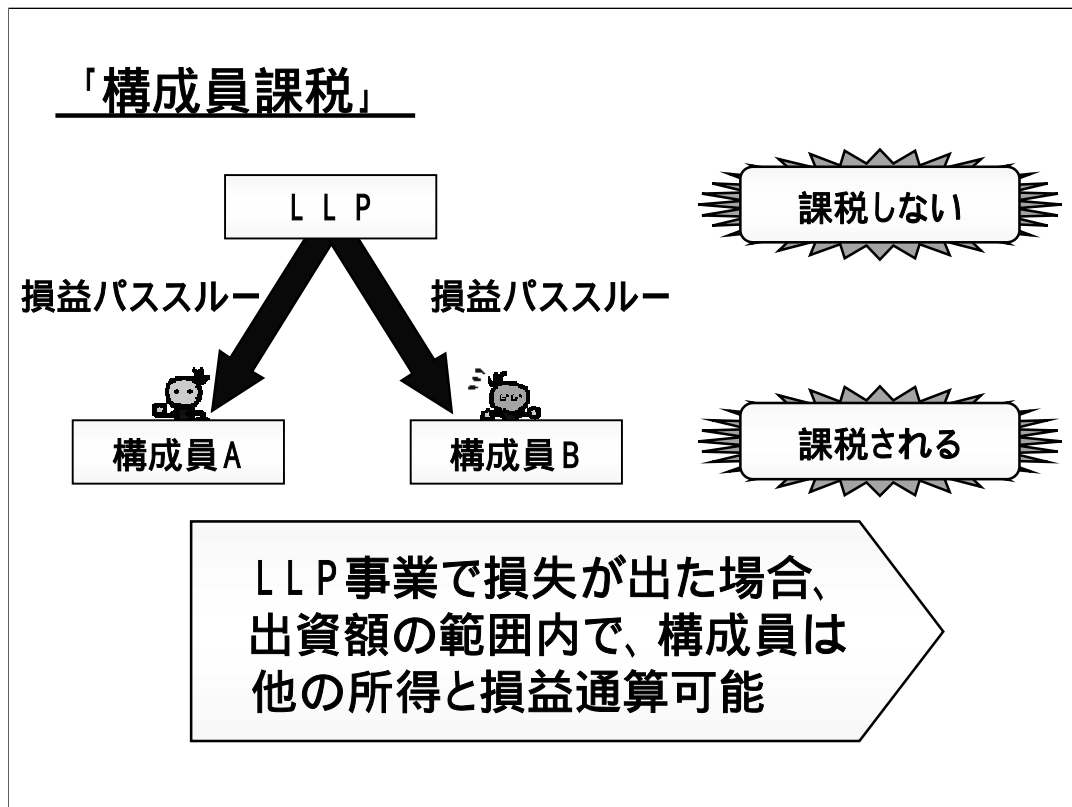
意思決定は、原則として出資者全員で行う必要があります。

2番目は損益分配割合についてです。

LLPの損益分配割合は、原則として、出資比率ですが、出資比率と異なる柔軟な損益分配が可能です。

株式会社と異なりLLPでは、各組合員の労務、ノウハウ、技術等による、共同事業への貢献が重要な要素です。

具体的な損益分配の取り決めは、総組合員の同意により定め、その理由と共に書面で保存する必要があります



構成員課税についてご説明いたします。

LLPは、契約であるため、法人ではなく、納税主体とはなりません。LLP事業から生じた所得については、そのLLPでは課税されず、構成員に直接課税(パススルー)されます。

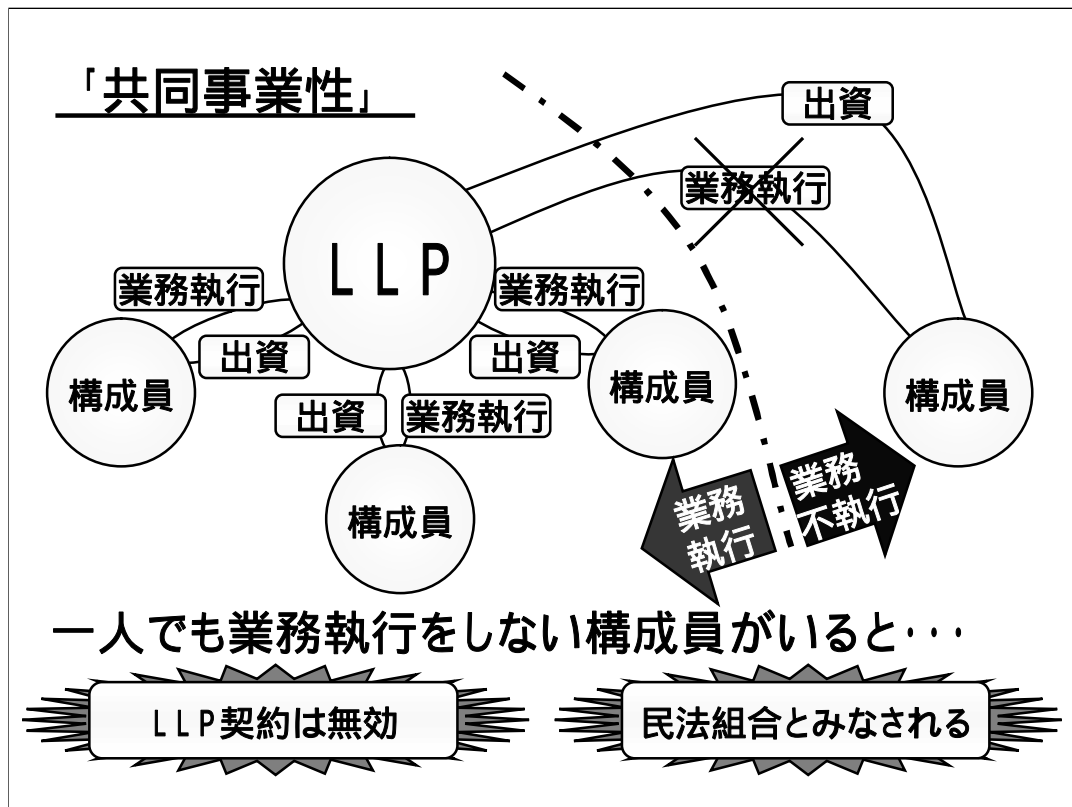
すなわち、LLPで利益が出た場合、LLPでは課税されず、構成員に利益が分配されたあとに課税されます。

また、LLPで損失が出た場合、出資額の範囲内で、構成員の他の所得と損益通算できます。

しかしながら現状では、課税上の問題点や不明点も多くあります。構成員課税のメリットを活用するために、早急な法整備が望まれます。

ここで、構成員がLLPから生じた損失を他の所得と損益通算する租税回避が懸念されます。

しかしLLP法では、次にご説明する、共同事業性要件を規定しています。



図をご覧ください。

この図のLLPは構成員が4人です。3人が出資、かつ、業務執行をしています。
しかし、1人が出資だけを行い、業務執行をしていません。

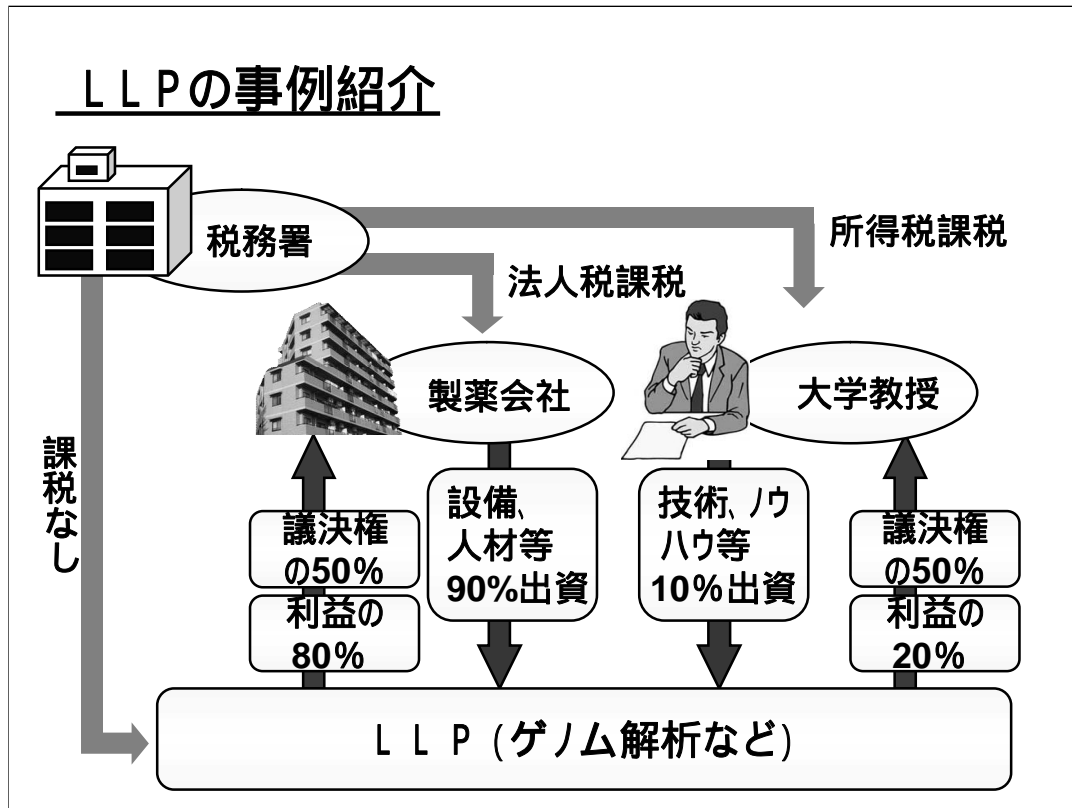
LLP法上、共同事業性とは、

総構成員は、LLPに出資して、かつ、LLPの業務を執行しなければなりません。

これにより損失の取り込みだけを狙った、租税回避目的の悪用を防ぎます。

この図は、1人でも出資しかせず、業務執行をしない構成員がいるので、LLP法上、共同事業性要件を満たしていません。

この場合、LLP契約は無効とみなされます。無効とみなされると民法組合として取り扱われ、LLPの特徴が活用できません。



ここで、産学連携に活用した、LLPの事例をご説明したいと思います。

この例は、製薬会社とゲノム解析の国際的権威である大学教授が、バイオテクノロジーによる新薬の共同開発をする事例です。

法人である製薬会社と、個人である大学教授が、共同で、ゲノム解析などを手がける、LLPを設立することにしました。製薬会社からは、設備、人材など、90%を出資、大学教授からは、技術、ノウハウなど、10%を出資をしました。

LLPの成果として、利益の分配は製薬会社80%、大学教授20%と決めました。

また、LLPの議決権割合は製薬会社50%、大学教授50%で、両者対等にしました。

これらは、両者の合意により、LLP契約書に記載し、出資割合と異なった割合にしています。

製薬会社も大学教授も、共同でゲノム解析を行っていますので、共同事業性が確保されています。

この例では、製薬会社にとっては、大学教授の優秀な技術、ノウハウが得られるメリットがありますし、大学教授にとっては、研究資金が確保でき、出資比率よりも高い利益分配を得られる可能性があります。

税務署による課税関係は、LLP段階では、課税されません。LLPでの損益は、製薬会社と、大学教授にパススルーされ、製薬会社では、法人税課税、大学教授では所得税課税がされます。

まとめ(LLPのメリット)

有限責任

人的組織でありながら有限責任
事業上のリスクが限定、
事業に取組みやすい

損益配分が柔軟 (内部自治原則)

構成員の同意により、出資比率によらない
柔軟な損益配分が可能

構成員課税

損益は出資者にパススルーされる
損失は他の所得と損益通算が可能

最後にまとめです。

LLPのメリットとして

LLPは、出資金額までしか責任を負わない、有限責任制です。

今までは、合資会社などの人的組織では、無限責任制度が採用されていました。

これに対し人的組織でありながら、有限責任であるLLPは、リスクが限定され、事業に取り組みやすくなります。

LLPは、構成員全員が出資し、構成員全員が業務執行をします。

したがってLLPは、総組合員の同意により、柔軟に損益分配や内部組織などを決定できます。

LLPは、構成員課税が適用されます。

LLPで発生した損益を、出資割合、もしくは事前に書面で決めた割合を持って、組合員に分配(パススルー)します。

組合員は、組合員単独で発生した損益と、LLPからパススルーされた損益を合算して、所得税、または、法人税が課税されます。

損失が発生する可能性が高い新事業や、ハイリスクハイリターン of 事業などに利用が見込まれます。

ただし、先ほど述べたように、現状では、課税上の問題点や不明点が多くあります。このメリットを活用するために、早急な法整備が望まれます。

具体的事例を用いての考察 ~ 経理処理から申告まで ~

1 LLPの経理処理

さて、ここまではLLPの制度的な特徴などをみてきた。この章以下は、我々が具体的な事例に出会った場合にどのような手順で、どのような会計処理を行い、そして申告作業へと繋げていくかについて、具体的な事例を用いて考えていきたい。

以下この章の構成を簡単に紹介すると、1において具体的な事例とその仕訳を挙げ、その結果作成されたLLP計算書までを見ていく。2においてそのLLP計算書を個人組員が受け取った後から確定申告までの流れを確認し、3においては同じく法人組員がLLP計算書を受け取った後から申告までの流れを取り上げる。そして4で、まとめとしてこの事例を通じての問題点等を提起した。このような流れに沿って見ていきたい。

(前提条件)

税理士 青税太郎 (青色申告者であり、消費税の免税事業者とする。以下A税理士とする。)
 株式会社 名青 (青色申告法人であり、消費税は課税事業者とする。以下B法人とする。)
 は、それぞれ以下の条件で出資し、有限責任事業組合 名青税制度部 (以下LLPとする。) を組成した。
 A税理士 現金 5,000 千円
 B法人 現金 2,900 千円 事業用車両(帳簿価格) 1,000 千円 (時価 2,100千円)
 損益配賦割合は出資割合(この設例では折半)とする。

(1) 以上の条件を踏まえた上で、以下の取引を行う。(以下(1)の取引単位はすべて千円とする。)

LLP本体		A税理士		B法人	
-------	--	------	--	-----	--

LLP設立の処理を行う。

現預金	7,900	出資金A	5,000	出資金	5,000	現預金	5,000	出資金	5,000	現預金	2,900
車両運搬具	2,100	出資金B	5,000							車両運搬具	1,000
										車両売却益	1,100

会計処理上 1,100の売却益が発生しているが、別表において(2,100 - 1,000) × 50% = 550 の税務調整(減算・留保)が必要である。

執筆の報酬として、出版社から2,000千円(A税理士に対する源泉所得税100千円を差し引いた手取額)を受領した。

現預金	950	売上	1,050
仮払源泉税	100		
現預金	1,050	売上	1,050

仕訳なし

仕訳なし

A税理士に対する売上相当額に対してのみ、入金時に源泉徴収される。

上記 に関して、A税理士に190千円(源泉所得税20千円控除後)及びB法人に210千円の業務委託料を支払った。合わせてA税理士に係る源泉所得税を納付した。

A委託料	210	現預金	190	現預金	190	売上	210	現預金	210	売上	210
		預り金	20	事業主貸	20						
B委託料	210	現預金	210								
預り金	20	現預金	20								

A税理士に対する業務委託料相当額に対してのみ、支払時に源泉徴収が行われる。

交際費630千円を支出した。

交際費	630	現預金	630
-----	-----	-----	-----

仕訳なし

仕訳なし

LLP本体	A税理士	B法人
-------	------	-----

従業員Cを雇い、給与として900千円(源泉所得税100千円控除後)を支払った。合わせて従業員Cに係る源泉所得税を納付した。

給与手当	1,000	現預金	900	仕訳なし	仕訳なし
預り金	100	預り金	100		
		現預金	100		

弁護士の顧問料380千円(源泉所得税40千円控除後)を支払った。合わせて源泉所得税を納付した。

支払報酬	420	現預金	380	仕訳なし	仕訳なし
預り金	40	預り金	40		
		現預金	40		

事務所家賃840千円支払った。

地代家賃	840	現預金	840	仕訳なし	仕訳なし
------	-----	-----	-----	------	------

D社に対するその他経費630千円が発生しているが、期末現在未払いとなっている。

その他経費	630	未払金	630	仕訳なし	仕訳なし
-------	-----	-----	-----	------	------

E社に対するセミナーの開催報酬として6,300千円が発生した。4,200千円は回収したが、2,100千円については期末現在未収である。

現預金	4,200	売上	6,300	仕訳なし	仕訳なし
売掛金	2,100				

E社に対する期末売掛金(税務上は個別評価対象ではない。)に対して、2,100千円の貸倒引当金を計上する。

貸引繰入額	2,100	貸倒引当金	2,100	仕訳なし	仕訳なし
-------	-------	-------	-------	------	------

事業用車両(耐用年数6年、経過年数2年、償却方法は定率法)について、減価償却費1,000千円を計上した。

減価償却費	1,000	車両運搬具	1,000	仕訳なし	仕訳なし
-------	-------	-------	-------	------	------

A税理士及びB法人に、それぞれ1,000千円ずつ分配金を支払った。

累計分配金A	1,000	現預金	2,000	現預金	1,000	出資金	1,000	現預金	1,000	出資金	1,000
累計分配金B	1,000										

仮払源泉税の精算処理を行う。

租税公課	100	仮払源泉税	100	仕訳なし	仕訳なし
------	-----	-------	-----	------	------

A税理士に対する売上相当額に対してのみ、入金時に源泉徴収される。仮払源泉税は決算時に租税公課勘定に振替される。

(2) 名青税制度部LLPの残高試算表は以下のようになる。

残高試算表

(単位:千円)

現	預	金	8,790	未	払	金	630	
売	掛	金	2,100	出	資	金 A	5,000	
貸	引	金	2,100	出	資	金 B	5,000	
車	運	具	1,100	累	計	配	金 A	1,000
				累	計	配	金 B	1,000
小		計	9,890	小		計	8,630	
給	与	手	1,000	小		上	8,400	
地	代	家	840	売				
減	価	償	1,000					
貸	引	繰	2,100					
支	払	報	420					
交	際	費	630					
業	務	委	420					
租	税	公	100					
そ	の	他	630					
小		計	7,140	小		計	8,400	
合		計	17,030	合		計	17,030	

(3) 有限責任事業組合に係る組合員所得に関する計算書

A税理士 (単位:円)

有限責任事業組合に係る組合員所得に関する計算書
(自 年 月 日 至 年 月 日)

組合員	住所(居所)又は所在地	名古屋市千種区 町					
	氏名又は名称	青税太郎					
組合	主たる事務所の所在地	名古屋市中村区 町					
	名 称	有限責任事業組合 名青税制度部					
会計帳簿を作成した組合員の氏名又は名称		青税太郎	平成 年 月 日作成				
組合事業の内容	書籍の出版及び講師派遣事業	当該計算期間における分配額	交付年月日	分配額	備考		
出資価額の合計額	当該組合員分 全組合員分	5,000,000 10,000,000		1,000,000			
出資の目的		金銭	各計算期間における分配額の合計額		1,000,000		
損益分配割合		50%					
収益及び費用の明細			資産及び負債の明細				
収益及び費用の内訳		収益の額及び費用の額	資産及び負債の内訳		資産の額及び負債の額		
収 益	売上	4,200,000	資 産	現預金	4,395,000		
				売掛金	1,050,000		
				貸倒引当金	1,050,000		
				車両運搬具	550,000		
					合 計		4,945,000
	費 用	給与手当		500,000	負 債	未払金	315,000
地代家賃		420,000	出資金	5,000,000			
減価償却費		500,000	累計分配金	1,000,000			
貸引繰入額		1,050,000	差額調整勘定	50,000			
支払報酬		210,000					
交際費		315,000					
業務委託料		210,000					
租税公課		100,000					
その他経費		315,000					
				合 計		4,365,000	
			資産の合計 - 負債の合計		580,000		
(摘要)							

B法人 (単位:円)

有限責任事業組合に係る組合員所得に関する計算書
(自 年 月 日 至 年 月 日)

組合員	住所(居所)又は所在地	名古屋市中村区 町			
	氏名又は名称	株式会社 名青			
組合	主たる事務所の所在地	名古屋市中村区 町			
	名称	有限責任事業組合 名青税制度部			
会計帳簿を作成した組合員の氏名又は名称					平成 年 月 日作成
組合事業の内容	書籍の出版及び講師派遣事業	当該計算期間における分配額	交付年月日	分配額	備考
				1,000,000	
出資価額の合計額	当該組合員分	5,000,000			
	全組合員分	10,000,000			
出資の目的		金銭等	各計算期間における分配額の合計額		
損益分配割合		50%			
収益及び費用の明細			資産及び負債の明細		
収益及び費用の内訳		収益の額及び費用の額	資産及び負債の内訳		資産の額及び負債の額
収 益	売上	4,200,000	資 産	現預金	4,395,000
				売掛金	1,050,000
				貸倒引当金	1,050,000
				車両運搬具	550,000
				差額調整勘定	50,000
				合 計	4,995,000
費 用	給与手当	500,000	負 債	未払金	315,000
	地代家賃	420,000		出資金	5,000,000
	減価償却費	500,000		累計分配金	1,000,000
	貸引繰入額	1,050,000			
	支払報酬	210,000			
	交際費	315,000		合 計	4,315,000
	業務委託料	210,000	資産の合計 - 負債の合計		
	その他経費	315,000	(摘要)		

2 個人組合員の処理

(1) 概要

個人組合員が「有限責任事業組合に係る組合員所得に関する計算書」を受け取ってから確定申告を行うまでの流れは次のようになる。

まず、その「有限責任事業組合に係る組合員所得に関する計算書」から自己の会計処理への修正を行う。次に「有限責任事業組合の組合事業に係る所得に関する計算書」を作成する。最後にLLPの青色申告決算書等を作成し、自己の事業分を合算して確定申告を行う。

以下、各流れについての注意点を中心に見ていくことにする。

(2) 「有限責任事業組合に係る組合員所得に関する計算書」からの会計処理の修正

LLPから提出された「有限責任事業組合に係る組合員所得に関する計算書」を基にして、LLPの会計と自己の会計との異なる処理について、自己の会計処理への修正を行う。

具体的な修正項目としては、棚卸資産の評価方法、減価償却資産の償却方法、貸倒引当金の計算方法、消費税・源泉所得税の取扱いなどが挙げられる。

<A税理士の場合の修正仕訳>

(単位:円)

減価償却費の修正仕訳 定率法 定額法(個人の法定償却方法)

事業主貸	263,750	減価償却費	263,750
------	---------	-------	---------

$2,100,000円 \times 0.9 \times 0.25$ (定額法4年償却率) $\times 0.5$ (損益配賦割合) = 236,250円

$500,000円 - 236,250円 = 263,750円$ (経費不可)

貸倒引当金の修正仕訳

事業主貸	992,250	貸倒引当金繰入	992,250
------	---------	---------	---------

$1,050,000円 \times 55 \div 1,000 = 57,750円$

$1,050,000円 - 57,750円 = 992,250円$ (経費不可)

源泉所得税の振替仕訳

事業主貸	100,000	租税公課	100,000
------	---------	------	---------

A税理士に分配された源泉所得税租税公課勘定は、確定申告時に申告書の源泉徴収税額欄に記載する。

(3) A税理士の修正後のLLPの残高試算表

(単位:円)

現預金	4,395,000	未払金	315,000
売掛金	1,050,000	出資金	5,000,000
貸倒引当金	1,050,000	累計分配金	1,000,000
車両運搬具	550,000	差額調整勘定	50,000
事業主貸	1,356,000		
小計	6,301,000	小計	4,365,000
給与手当	500,000	売上	4,200,000
地代家賃	420,000		
減価償却費	236,250		
貸引繰入額	57,750		
支払報酬	210,000		
交際費	315,000		
業務委託料	210,000		
租税公課	-		
その他経費	315,000		
小計	2,264,000	小計	4,200,000
合計	8,565,000	合計	8,565,000

平成

年分の有限責任事業組合の組合事業に係る所得に関する計算書

1 住所及び氏名等

住所(又は居所)	名古屋市千種区 町	氏 名	青 税 太 郎
(納 税 地)	名古屋市千種区 町	電 話 番 号	(000)000-0000

2 組合に関する事項

組合の名称	有限責任事業組合 名青税制度部	組合事業の内容	書籍の出版及び講師派遣業
組合の主たる事務所の所在	名古屋市中村区 町	組合の計算期間	自:平成〇年〇月〇日 至:平成 年 月 日

3 組合事業から生じた各種所得の内訳書

所得の種類	収入金額(A)	必要経費(B)	差 引 (A - B)
事業 営業等	4,200,000	2,264,000	1,936,000
農 業			1,936,000
不 動 産			
山 林			
利 子			
雑			
合 計 (+ + + +)			1,936,000
事業所得、不動産所得、山林所得の合計額(+ +) 、及び の金額の合計額が赤字の場合にのみ、その赤字の金額を書きま			

4 調整出資金額の計算

	前年以前に終了した計算期間の終了の時点までの合計	本 年 中 に 終 了 し た 計 算 期 間 の 合 計 額	合 計 等
出資の価額の合計額	前年の	5,000,000	+ 5,000,000
各種所得金額の合計額	前年の	の金額 1,936,000	+ 1,936,000
組合からの分配額の合計額	前年の	1,000,000	+ 1,000,000
調整出資金額(+ -)			5,936,000

5 調整出資金額超過損失額の計算

調整出資金額超過損失額(-)	(赤字のときは0)
<p>この「調整出資金額超過損失額」は組合事業から生じた事業所得、不動産所得又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入できません。「調整出資金額超過損失額」がある方は、「(付表)組合事業に係る事業所得等の必要経費不算入損失額の計算書」で事業所得、不動産所得又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入されない損失額を計算します。</p>	

(4) 「有限責任事業組合の組合事業に係る所得に関する計算書」の作成上の留意点

LLP事業の所得区分

LLPからの利益分配の所得区分については、LLPが任意組合の特例として創設されたこと等から、任意組合の利益分配の所得区分の取扱いをLLPにおいても準用するものと考えられる。

なお、純額法による場合には、任意組合等において利子や配当等があった場合においても、組合員においてはその組合の主たる事業の内容に従い不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得のいずれか1種類の所得として認識すべきこととされている。

	総額法	中間法	純額法
任意組合	組合の所得区分がそのまま組合員の所得区分になる		その組合の主たる事業の内容に従い、不動産所得、事業所得、山林所得、又は雑所得
LLP	任意組合と同じ		任意組合と同じ

総額法・・・組合事業に係る収入金額、支出金額、資産、負債等をその分配割合に応じて各組合員のこれらの金額として計算する方法

中間法・・・組合事業に係る収入金額、原価、費用、損失の額をその分配割合に応じて各組合員のこれらの金額として計算する方法

純額法・・・組合事業について計算される利益の額又は損失の額をその分配割合に応じて各組合員に按分する方法 (所得税法基本通達36・37共-20)

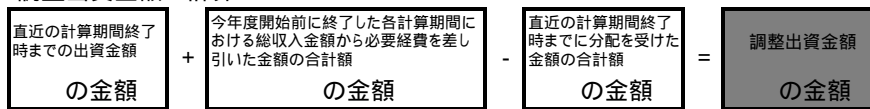
事業所得等に係る必要経費算入の制限

LLPにおいては、組合員全員の有限責任性に鑑み、税法上も組合員の組合事業による事業所得等の損失額を調整出資金額の範囲内に限ることとされた。

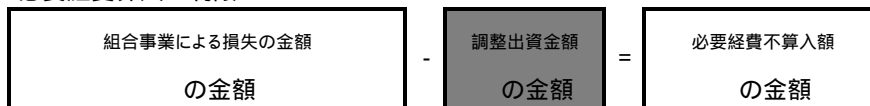
つまり、組合事業による事業所得等の損失の金額のうち調整出資金額を超える部分の金額に相当する金額は、必要経費に算入されないこととなる。

②③において、○の数字は、「有限責任事業組合の組合事業に係る所得に関する計算書」の数字を示す。

(イ) 調整出資金額の計算



(ロ) 必要経費算入の制限



所得計算の特例・源泉分離課税等について

各種所得の金額の計算上、別段の定めや各種特例の規定(例えば「国庫補助金等の総収入収入金額不算入」や「特定の基金に対する負担金等の必要経費算入の特例」等を適用した場合には、これらの規定を適用したところで の金額を計算する。

また、LLPから生ずる各種所得の中に源泉分離課税や申告分離課税とされるもの(預貯金の利子や株式・土地等の譲渡により生ずる所得)については、これらの金額を含めて の金額を計算する。

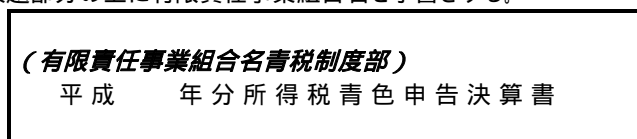
(5) 青色申告決算書等の作成上の留意点

業務別の損益計算書等の作成

個人が事業所得等を生ずべき業務のうち有限責任事業組合の組合事業に係る事業所得等を生ずべき業務と有限責任事業組合の組合事業以外に係る事業所得等を生ずべき業務を営む場合には、損益計算書又は収支内訳書はそれぞれの業務に係るものの区分ごとに各別に作成するものとする。(租税特別措置法基本通達27の2-1)

青色申告決算書(一般用)の表題部分の記載例

表題部分の上に有限責任事業組合名を手書きする。



修正後のLLPの残高試算表を基にして青色申告決算書を作成する。

青色申告決算書は省略。

3 法人組合員の処理

(1) 概要

組合員が法人の場合、LLPから提出された「有限責任事業組合に係る組合員所得に関する計算書」の内容を当該法人の残高試算表と合算して決算書を作成することになる。ただし、LLPで計算したものが、法人組合員の税務処理をする際に検討を要することもあり、それについては別表で調整することになる。ここでは、その計算方法を説明するとともに、あわせて消費税の計算方法についても触れることとする。

(2) 具体的な計算方法

B法人の残高試算表は次の通りである。(数値は任意。)

(単位:円)

現預金	800,000	未払金	100,000
売掛金	1,300,000	預り金	50,000
仮払金	500,000	借入金	1,000,000
貸倒引当金	55,000	資本金	10,000,000
建物	3,200,000		
車両運搬具	1,500,000		
出資金	5,000,000		
小計	12,245,000	小計	11,150,000
給与手当	2,510,000	売上	5,000,000
租税公課	200,000	車両売却益	1,100,000
消耗品費	500,000		
減価償却費	400,000		
貸引繰入額	55,000		
地代家賃	240,000		
その他の経費	1,100,000		
小計	5,005,000	小計	6,100,000
合計	17,250,000	合計	17,250,000

(注) 売上には、P.13 の金額210,000円を含む。
減価償却費、貸倒引当金は税務上適正額とする。
減価償却費の償却方法は定率法とする。

純額法による場合の留意点

組合の事業に係る利益金額又は損失金額のうち、損益分配の割合に応じて、各組合員が利益の分配を受けるべき金額又は損失の負担をすべき金額を各事業年度の益金の額又は損金の額に算入する方法は、法人税基本通達14-1-2に規定されている。

ここには、

- (イ) 「当該組合事業の収入金額、支出金額、資産、負債等をその分配割合に応じて各組合員のこれらの金額として計算する方法」(以下「総額法」という。)を原則としながらも、
- (ロ) 「当該組合事業の収入金額、その収入金額に係る原価の額及び費用の額並びに損失の額をその分配割合に応じて各組合員のこれらの金額として計算する方法」(以下「中間法」という。)や、
- (ハ) 「当該組合事業について計算される利益の額又は損失の額をその分配割合に応じて各組合員に分配又は負担させることとする方法」(以下「純額法」という。)であっても、「継続して各事業年度の益金の額又は損金の額に算入する金額を計算しているときは、多額の減価償却費の前倒し計上などの課税上弊害がない限り、これを認める。」としている。

ここでは、純額法で処理をした場合の方法について検討する。

LLPからB法人への分配額(P.17より)

収益(4,200,000円) - 費用(3,520,000円) = 利益(680,000円)

すると、仕訳は以下の通りとなる。

(借方) 組合未収金 680,000円 (貸方) 組合利益 680,000円

損益として計上する金額は、現実に分配があったかどうかにかかわらず、組合の損益の額について、損益分配の割合に応じた金額を計上することとなるので、この680,000円を計上することになる。

合算後の残高試算表は次の通りである。

(単位:円)

現預金	800,000	未払金	100,000
売掛金	1,300,000	預り金	50,000
仮払金	500,000	借入金	1,000,000
貸倒引当金	55,000	資本金	10,000,000
建物	3,200,000		
車両運搬具	1,500,000		
出資金	5,000,000		
組合未収金	680,000		
小計	12,925,000	小計	11,150,000
給与手当	2,510,000	売上	5,000,000
租税公課	200,000	車両売却益	1,100,000
消耗品費	500,000	組合利益	680,000
減価償却費	400,000		
貸引繰入額	55,000		
地代家賃	240,000		
その他の経費	1,100,000		
小計	5,005,000	小計	6,780,000
合計	17,930,000	合計	17,930,000

消費税の資料は次の通りである。なお、B法人は本則課税で計算している。

(イ) LLPから提示された資料

< 課税売上 > (計4,200,000円)

売上4,200,000円

< 課税仕入 > (計2,520,000円)

地代家賃420,000円、支払報酬210,000円、交際費315,000円、業務委託料210,000円、
その他経費315,000円、車両購入代金1,050,000円 (2,100,000円 × 50% (損益分配割合))

(ロ) B法人の資料

< 課税売上 > (計6,050,000円)

売上5,000,000円、車両売却代金1,050,000円 (2,100,000円 × 50% (損益分配割合))

< 課税仕入 > (計1,840,000円)

消耗品費500,000円、地代家賃240,000円、その他の経費1,100,000円

(ハ) 消費税の計算

< 課税売上 > 4,200,000円 + 6,050,000円 = 10,250,000円

< 課税仕入 > 2,520,000円 + 1,840,000円 = 4,360,000円

消費税及び地方消費税額 280,300円 (計算過程省略)

これらの仕訳は以下の通りとなる。

(借方) 租税公課 280,300円 (貸方) 未払消費税 280,300円

上記仕訳を合算した後の残高試算表は次の通りである。

(単位:円)

現預金	800,000	未払金	100,000
売掛金	1,300,000	預り金	50,000
仮払金	500,000	借入金	1,000,000
貸倒引当金	55,000	未払消費税	280,300
建物	3,200,000	資本金	10,000,000
車両運搬具	1,500,000		
出資金	5,000,000		
組合未収金	680,000		
小計	12,925,000	小計	11,430,300
給与手当	2,510,000	売上	5,000,000
租税公課	480,300	車両売却益	1,100,000
消耗品費	500,000	組合利益	680,000
減価償却費	400,000		
貸引繰入額	55,000		
地代家賃	240,000		
その他の経費	1,100,000		
小計	5,285,300	小計	6,780,000
合計	18,210,300	合計	18,210,300

(イ) 収益6,780,000円

(5,000,000 + 1,100,000 + 680,000)

(ロ) 費用5,285,300円

(2,510,000 + 480,300 + 500,000 + 400,000 + 55,000 + 240,000 + 1,100,000)

(ハ) 利益

(イ) - (ロ) = 1,494,700円

計算上の注意点

減価償却費の償却限度額の計算

(イ) A持分移転分

2,100,000円 × 50% (A持分) × 0.438 (定率法4年償却率) = 459,900円

(ロ) B持分留保分

1,000,000円 × 50% (B持分) × 0.319 (定率法6年償却率) = 159,500円

(ハ) 合計

((イ)+(ロ)) × 50% (損益分配割合) = 309,700円

よってLLPで計上された500,000円のうち、差額の190,300円は損金不算入となり、税務調整が必要となる。

なお、減価償却資産の償却方法については、法人税基本通達14-1-2(注)3で、総額法と中間法の場合は「組合事業を組合員の事業所とは別個の事業所として選定することができる。」とのことから、仮にB法人とLLPの減価償却資産の償却方法が異なっていたとしても、それはそれで認められるということになる。しかし、純額法にはそのような規定はないため、償却方法が異なっている場合には、B法人の償却方法で計算し直す必要がある。

貸倒引当金の計算

純額法による場合には、「各組合員は、当該組合事業の取引等について、引当金の繰入れ等の規定の適用はない。」(法人税基本通達14-1-2)ことから、LLPで計上された1,050,000円全額が損金不算入となり税務調整が必要となる。なお、総額法や中間法の場合は、売掛金(1,050,000円)を一般売掛債権として繰入限度額の計算をすることになる。

車両売却益の計算

今回の事例では組成時に車両を現物出資しているのだが、時価が2,100,000円であるのに対し、簿価は1,000,000円であることから、差額の1,100,000円は会計処理上、売却益として認識することになる。しかし、B法人の出資割合は折半であることから、このうち益金として認識すべき金額は550,000円となる。このため、その差額の550,000円は益金不算入として税務調整が必要となる。

交際費の計算

純額法による場合には、「当該組合事業の支出金額のうち交際費の額があるときは、当該組合事業を資本又は出資を有しない法人とみなして、交際費等の損金不算入の規定を適用する」となされている。(法人税基本通達14-1-2(注)5)

このため交際費等の計算方法は以下の通りとなる。

(イ) LLPの総資産の帳簿価額合計 9,890,000円

(ロ) LLPの総負債の帳簿価額合計 630,000円

$((イ) - (ロ)) \times 60\% = 5,556,000円$ 100,000,000円 (資本金の額が1億円以下の法人と判定) によって315,000円 $\times 10\% = 31,500円$ が損金不算入となる。

(B法人には、税務上の交際費がないという前提である。)

なお、総額法や中間法の場合は、B法人の資本金の額を基準に判定し、計算をすることになる。

法人税申告書別表四、五(一)での調整事項

別表四

区分	総額	処分	
		留保	社外流出
加算	貸倒引当金繰入超過額	1,050,000	1,050,000
	交際費等の損金不算入額	31,500	31,500
	減価償却の償却超過額	190,300	190,300
減算	固定資産売却認定損	550,000	550,000

別表五(一)

利益積立金額の計算に関する明細書

区分	期首現在利益積立金額	当期の増減		差引翌期首現在利益積立金額
		減	増	
貸倒引当金繰入超過額			1,050,000	1,050,000
減価償却の償却超過額			190,300	190,300
固定資産売却認定損		550,000		550,000

損失が生じた場合の処理

LLPからの分配額が損失であるような場合には、税務上、その全額が損金とは認められず、租税特別措置法第67条の13の規定により損金算入に制限が設けられている。これについては、別表九(四)「組合事業に係る組合損失額等の損金不算入又は組合損失超過合計額等の損金算入に関する明細書」で計算することになる。

4. LLPに関する税務・会計上の問題点について

項目1～3において、もっともシンプルなLLPの取引例を例示し、それを踏まえてLLP自体の経理処理から、構成員が個人または、法人の場合の申告までの流れを紹介してきたが、実際LLPを利用しようとする方は、LLP自体の運営またはLLPから生ずる事業所得を申告する上で、数多くの問題に突き当たると思われる。このセクションでは、実際申告書を作成する上で問題点をいくつか列挙していくことにする。

LLPを取扱う上で生じる問題点は、LLPが持つ特有の考え方(構成員課税と柔軟な損益分配)に起因する。その背景としては、従来からの構成員課税に対する税務上の取扱いが整備されていないことに加え、LLPの特徴である出資割合にとらわれない自由な損益分配割合が可能になったことがあげられる。

LLPは、平成17年から施行されたLLP法に基づく新しい組合だが、従来から存在した民法上の組合と同じく「組合を事業体として考えない」というスタンス、つまり構成員課税が税務上の基本的な取扱いになっている。構成員課税については、最近の航空機リース問題等が世間をにぎわしたように経済上事例が多く出始め、税務上の取扱いの整備は進められている論点である。しかし、これまでの取り扱いは主に租税回避行為をどのように阻止するかということに主体が置かれており、新事業を創出するLLPの利用を促進するような点については未だ整備されていない部分が多い。

さらにLLPの最大の特徴である、LLPから生じた所得を出資割合とは違う、それぞれの構成員の貢献度に応じる柔軟な損益分配割合で分配する点については、従来の民法上の組合等での構成員課税に対する税務上の取扱いだけでは、処理しきれないケースが数多く生じると想定される。

ここでは、LLPの利用促進の上での障害となる主要な問題点を、下記に6つ挙げた。この6つの問題点は、その問題が生ずる原因によって大きく2つに分類される。1つは、税務上・会計上の取扱いが不明確なもの、もう1つは、現行税法下で処理を行うと極めて複雑になり、技術上問題が生じるものである。

(1)税務上・会計上の取扱いが不明確

- 組合員に対して支給する給与・報酬の妥当性とその処理
- LLPと組合員間の取引の妥当性とその処理
- 出資割合と違う損益分配割合の決定方法

(2)現行税法下で処理を行うと極めて複雑になり、技術上問題が生じるケース

- 総額方式による所得計算
- LLPに対する報酬の源泉徴収
- 現物出資があった場合の取扱い

< 税務上・会計上の取扱いが不明確なため生じる諸問題 >

(1) - 組合員に対して支給する給与・報酬の妥当性とその処理

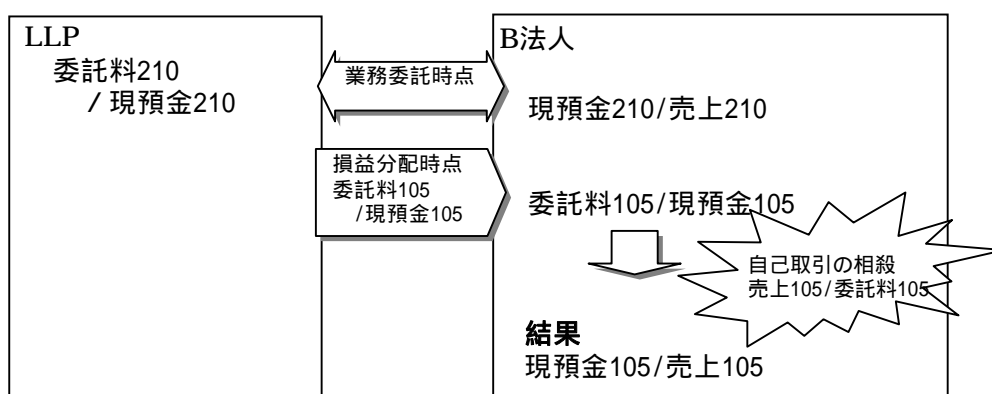
LLPは組合員全員が共通の目的に向かって主体的に共同事業を実施し、その事業から得られる対価については、利益の分配という形で組合員全員に還元することを前提とした組織である。したがって、特定の組合員の業務に対して給与や役員報酬を支払うことができないということがLLPについての共通認識(経済産業省Q & A)となっている。しかし、LLP法上、組合員に対する給与・報酬支給を禁止する規定はなく、また任意組合から組合員に支給された給与が給与所得として判断された最高裁判例(平成13.7.13第2小法廷判決、所得区分/任意組合(りんご生産組合)からの報酬)があり、そのことから実際にLLPから給与・報酬が支給される可能性も否定されていないのが現状である。

そのため、LLPから支給された給与・報酬等について、先ほどの共通認識に基づきLLPの利益分配として認識すべきなのか、それとも給与として認識すべきなのかの問題が生じることとなる。現在のところ、この点についての税務上取扱いは示されていないため、いち早く組合員に対する給与・報酬の支給があった場合の取扱いを明示すべきだと考える。

(1) - LLPと組合員間の取引の妥当性とその処理

LLPと組合員の間で取引をすることは、当該取引が「適正な対価」に基づいて行われる限り可能である。構成員課税を前提とすると、この場合、当該組合員は他の組合員との間で自己取引部分以外の取引を行っていることとなる。

このことを具体例で説明する。P13の に記載されているモデルケースを応用させ、B法人のみに210千円を支払っているケースを想定する。B法人では最終的に計上する金額は、実際の売上210千円ではなく、自己取引以外の部分105千円が正しいことになる。

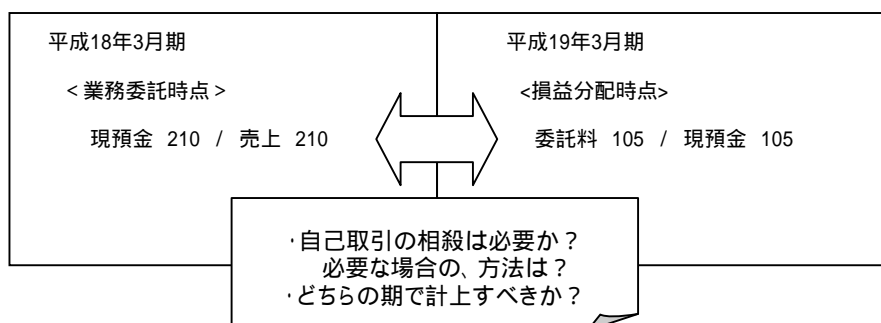


構成員課税を前提とするとこうした処理が正しいと考えられるが、業務委託時点と損益分配時点がB法人の決算期をまたいでしまった場合は、B法人において期ずれの問題が生ずることになる。

B法人が3月決算だと仮定し、業務委託時点が平成18年3月、損益分配時点が平成18年5月だとすると、売上の計上は平成18年3月期、委託料の計上は平成19年3月期となるが、自己取引の相殺はどこの期で計上すべきかが問題となる。

このケースでは、B法人が法人であるため、平成18年3月期において別表四で減算・留保し、平成19年3月期において別表四で加算・留保すればいいと思うが、ではB法人が個人であった場合はどうなるのであろう。この点についても、税務上の取扱いを明示すべきだと考える。

もし、業務委託時点と損益分配時点が決算期をまたいでしまったら...



(1) - 出資割合と違う損益分配割合の決定方法

LLPは、組合契約書等に定めることにより出資割合と異なる割合で損益の分配を行うことができる。税務上も租税回避行為を目的とした経済的合理性を有しない分配でない以上、出資割合と異なる損益分配割合が認められるとされてはいるが、その具体的な例は提示されていない。

経済的合理性とあるからには、出資割合に加え、LLP事業への関与割合や、貢献度合等を総合的に判断することになると想定されるが、具体的に経済的合理性があると考えられる基準や、また経済的合理性のある損益分配割合の決定方法などが課税庁から示されていない現状を考慮すれば、出資割合と違う損益分配割合を採用することにためらいを覚えざるを得ない。事実、名古屋税理士会公開研究討論会準備特別委員会の研究用資料H18.9.8におけるLLP実務調査報告書の中でのアンケート「出資比率と損益の分配割合は違いますか」の回答では、11のLLPのうち、3つ(うち一つは準備段階のため、予定。)のLLPしか出資割合と違う損益分配割合を採用しておらず、採用されない多くの理由は税務上のリスクがあるためと回答されている。

そもそも損益分配割合は、LLP契約を決める際に決定しなくてはならない。もちろん、LLP契約期間の途中でも、LLP構成員の全員の一致があれば随時損益分配割合を変更することも可能ではあるが、実際の運用を考えると、ある程度の一定の期間において損益分配割合を見直すのが妥当だと考えられる。こうした状況下では、損益分配割合は予め計画予想を基に経済的合理性のある基準で設定することが運用上必然となると思われるが、一定期間において見直した結果、当初の計画と大幅に結果が異なり、当初の計画予想を基としていた損益分配割合では大幅に経済的合理性を欠くことも考えられる。

こういった運用上の現実問題も踏まえ、LLPの最大の特徴である出資割合にとらわれない柔軟な損益分配割合の利用促進のため、いち早い課税庁側からの税務上の取扱いを示した通達や具体例の提示を望むところである。

< 現行税法下で処理を行うと極めて複雑になり、技術上問題が生じるケース >

(2) - 総額方式による所得計算

現行の税務上、LLP等から分配を受ける利益等の額の計算については、所得税基本通達36・37共 20及び法人税基本通達14 - 1 - 2において、総額方式、中間方式、純額方式が掲げられているが、原則として“総額方式”によることとされている。

前述したP18の2,P21の3のモデルケースでは、総額方式、純額方式による計算方法を説明しているが、原則とされる総額方式は純額方式に比べ、明らかに処理が複雑となっている。

またモデルケースでは、出資割合 = 損益分配割合との比較的シンプルなケースを説明しているが、出資割合と損益分配割合が異なる場合は、さらに計算が煩雑となる。

総額方式で特に問題となるのは、貸借対照表項目の処理だと考えられる。現在のところ貸借対照表項目の、各組員への配賦方法はA)出資割合で按分 B)損益分配割合で按分 C)各期末のLLP持分割合に基づいて配賦 の三つが想定されているが、具体的な方法については、いまだ決まっていないのが現状である。

課税庁側の、分配割合に応じて配分するとの考え方をそのまま受け取ればB)損益分配割合に応じて按分が正しいと思われるが、これについても納税者の判断の手助けになるよう、さらに踏み込んだ課税庁側の見解の提示が必要だと考えられる。

(2) - LLPに対する報酬の源泉徴収

LLPが報酬等の受領者となる場合、構成員課税を前提とすれば、その報酬等の支払者の側では、当該支払いに係る金額につき源泉徴収をする義務が生じると考えられる。現行税法では、報酬等の受領者が内国法人に支払われる報酬(一定の報酬を除く)以外には、源泉徴収をする義務が生じるが、この取扱いがLLPに対する報酬の支払いの業務を複雑にする。

前述のP13 のモデルケースを参考にしていきたい。LLPの構成員が、1個人と1法人のため、2,100千円の報酬から引かれる源泉所得税は、100千円(2,100千円/1.05 × 1/2 × 10%)となっている。

このモデルケースでは、構成員数が2のため非常に単純ではあるが、実際のLLPは数多くの構成員が参加したり、出資割合とは違う損益分配割合を採用したりすることが考えられる。そのような状況では“報酬の支払者側で源泉徴収をする”という現行税法上の取扱いは厳しいものとなる。

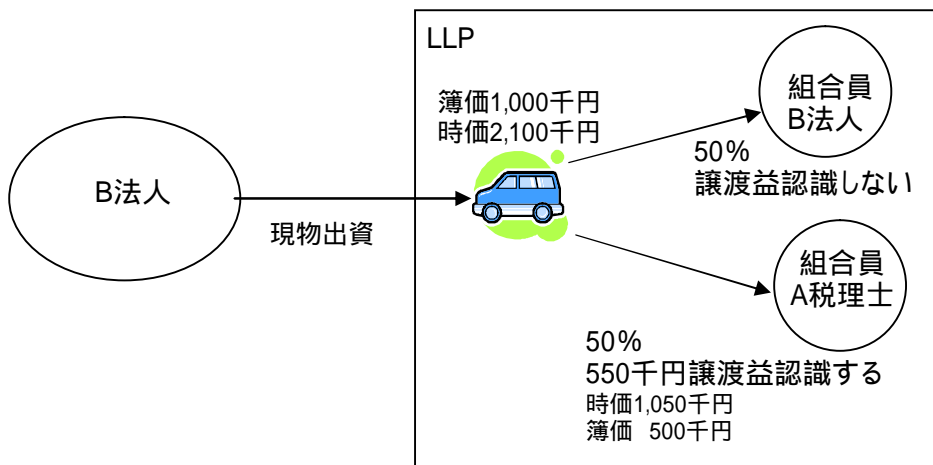
所得税法基本通達204 - 1「支払いを受ける者が法人以外の団体等である場合の所得税法第204条の規定の適用」では、内国法人ではなく、また人格のない社団に該当するかどうか明らかでないものであっても一定の事実をあげて立証した場合は、所得税法204第1項の規定の適用がないものとしているが、このような解釈がLLPにもされ、LLPに支払われる報酬については支払者側で源泉徴収する義務を有しない形にすることが妥当だと考えられる。

(2) - 現物出資があった場合の取扱い

LLPに対して現物出資をした場合、現物出資された財産は組合員の合有となる。そのため、現行の税法では資産を現物出資した場合、現物出資資産の自己持分以外の部分は他の組合員に譲渡したものと取り扱うことになる。これにより、現物出資財産について含み益があった場合では、その含み益のうち自己持分以外の部分については、譲渡益課税が生じることになる。

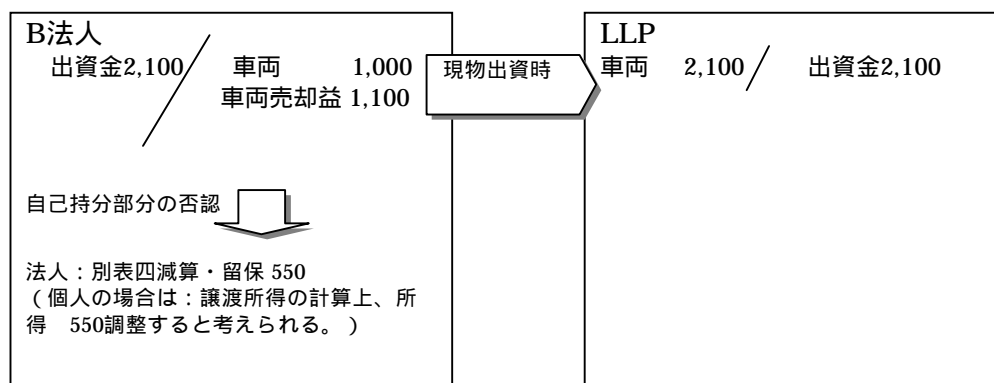
前述したP13 のモデルケースを参考に説明すると、次のようになる。B法人が現預金2,900千円と車両(簿価1,000千円時価2,100千円)を出資しているが、この出資している車両のうち自己持分以外の部分をLLPの他の構成員に譲渡しているものと考え、譲渡益認識をすることとなるのである。

ここでLLPの出資者を見てみると、A税理士50%、B法人50%となっているため、現物出資した車両のうち50%をA税理士に譲渡したものと考えることになる。そのため、車両の譲渡益1,100千円(時価2,100千円 - 簿価1,000千円)のうちの50%は譲渡し実現したものと考え、B法人において、550千円の譲渡益を認識することとなるのである。



実際の処理については、B法人で決算上1,100千円の譲渡益をたて、申告上別表四において550千円の減算・留保をする形になると考えられる。この処理は、LLPが構成員課税である以上、自己持分以外の部分については他の組合員に譲渡したとの認識から行われるものであるが、この考え方に従えば途中で新規に組合員が加入した場合等、出資割合が変更するたびに各既存組合員が譲渡認識をしなくてはならなくなり、処理が複雑になることが想定される。

そのため、法人税法上の適格現物出資のような譲渡益課税をしない等の特例的扱いが一定のLLPに対する現物出資に対しても必要だと思われる。



(注)任意組合等については、現物出資財産を解散時等に各々現物出資者に返還する等の特例が定められている場合、譲渡益課税はされないとの質疑応答事例はある。

5 最後に

ここまで、LLPの法的特徴から、実際の申告所得の計算、申告書の作成、そして問題点を説明してきたが、それらの問題点はすべてLLPの運営上、特に申告上の問題であり、LLPそのものは出資にとらわれない損益分配や、出資者の有限責任等、新しい事業創出のために有益な組織であることには間違いがない。税務上も、こういったLLPの特性に目を向け、租税回避を防止するための一定の措置を設けつつ、現物出資や、LLPから支給される給与等については、構成員課税と違った一定の特例を設けることがLLPを利用した産業育成には重要だと考えられる。

大企業以外の経済力が低下しつつある日本の現状を考えると、中小企業や個人事業主が新事業開発に取り組みやすくなるLLPという制度を、税制の問題で阻害することだけは避けることが肝要だと思われる。

なお、文中に用いられている計算書の書式、及び税法上の取扱いは平成18年4月1日現在のものである。

〈参考文献〉

- 『Q & AによるLLP/LLCの法務・税務・会計』 平野嘉秋 著 (税務研究会出版局)
『LLP・LLCの会計税務ガイドブックQ & A』 中央青山監査法人 (税務研究会出版局)
税理士法人中央青山 共著
- 『日本版LLPの法務と税務・会計』 石綿学・須田徹 (清文社)

清算・再生グループ

『DES (Debt Equity Swap) と企業再生』

第1章 倒産法制

1. 倒産の定義

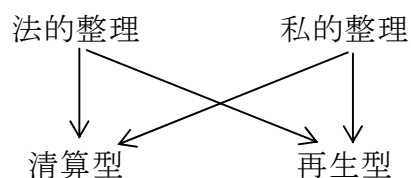
倒産とは、個人や法人が経済的に破綻して弁済期にある債務をどれも弁済できなくなり、経済活動をそのまま続けることが不可能になった状態をいいます。つまり社会現象のことを指し、経済社会用語であり法律用語ではありません。日常用語としては経営に行き詰まって会社が潰れるといったニュアンスで使われる場合もありますが、倒産の対象となる経済主体は会社だけではなく個人（自然人）も含まれます。また、会社を含む法人が経済主体の場合であっても、必ずしも法人が無くなるとは限りません。最近では経営破綻という言葉が使われることもあります。

(1) 倒産法制

倒産処理手続について規定している法律は、破産法、民事再生法、会社更生法、会社法（特別清算）等があります。

(2) 倒産処理手続の処理メニュー

倒産処理手続には、大きく分けて「法的整理手続」と「私的整理手続」があり、それぞれについて「清算型」と「再生型」の処理メニューがあります。



2. 法的整理手続

法的整理手続とは、裁判所の管理下において進められる処理手続で、清算型として破産手続及び特別清算手続、再生型として民事再生手続及び会社更生手続があります。

(1) 清算型手続

① 破産手続

破産法による手続で、裁判所が選任した破産管財人が支払不能又は債務超過の状態にある者の財産を清算することを目的とした手続です。しかし、破産財団を構成すべき財産が少ない場合には、破産手続開始の決定はしつつも、破産手続の費用すら出せないため破産管財人を選任しないことが多く（同時廃止）、その結果、財産の換価・清算ではなく専ら免責を得るために手続が利用されることも多くあります。

② 特別清算手続

会社法による手続で、解散して清算手続に入った株式会社について、清算の遂行に著しい支障を来す事情がある場合や債務超過の疑いがある場合に、清算人が裁判所の監督の下で清算を行う手続です。厳密には倒産処理手続とは言えませんが、倒産法制のひとつとして考えられています。破産手続と異なり、原則として従前の清算人がそのまま清算手続を行います。

(2) 再建型手続

① 民事再生手続

民事再生法による手続で、経済的に窮境にある者について、債権者の多数の同意を得てかつ裁判所の認可を受けた再生計画を定めること等により、事業又は経済生活の再生を図ることを目的とする手続です。和議法による和議手続に代わるものとして設けられました。

② 会社更生手続

会社更生法による手続で、窮境にある株式会社について、裁判所の監督の下に、裁判所が選任した更生管財人を中心として債権者や株主その他の利害関係人の利害を調整し、株式会社の事業の維持更生を図ることを目的とする手続です。

3. 私的整理手続

(1) 清算型手続

① 任意整理

経済的に破綻した個人や法人が、破産手続や特別清算手続等の法的手続によらずに清算を目的として債権者と任意に協議して財産関係を処理する手続です。

(2)再建型手続

①私的整理

経済的に破綻した個人や法人が民事再生手続や会社更生手続等の法的手続によらず、債権者との任意の協議により債権放棄やD E S、D D Sにより再建を目指す手続です。

②特定調停手続

特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律による手続で、支払不能に陥る恐れのある者の経済的再生を資するための調停手続として、民事調停法の特例として設けられた手続です。

③中小企業再生支援協議会

中小企業再生支援協議会とは、産業活力再生特別措置法に基づき、各都道府県に設置されている公的な協議会です。中小企業再生支援協議会には専任の専門家が配置されており、再生に関する相談を受け付け、助言や再生計画の策定支援を行います。

第2章 法的整理と私的整理

1. 法的整理のメリット

(1)裁判所の監督、管理下で債権者間の公平性、公正性が確保される

法的整理では、申し立てを行うと裁判所より財産の保全処分が出され、原則として、債務の弁済が禁止されます。この保全処分により、一部の債権者が抜け駆けして債権の回収を図ることはできなくなり、債権者間の手続の公平性が確保されることとなります。

(2)多数決原理が導入される

この多数決原理が導入されていることで、仮に一部の債権者が反対しても、反対した債権者を含めた全債権者を法的に拘束でき、集団処理が可能となります。

2. 法的整理のデメリット

(1) 倒産企業のレッテルを貼られる

法的手続きを申し立てた場合、仮に再建型手続であったとしても倒産企業としてのレッテルが貼られるため、営業面で大きなマイナスが生じ、事業基盤が毀損してしまうという問題があります。

(2) 手続の柔軟性に欠け、費用や時間がかかる

法律に沿った手続を実施するため柔軟性に欠け、弾力的な対応による手続が難しい面があり、予納金、弁護士への報酬等の費用がかかる上、手続に要する時間も長くかかります。

3. 私的整理のメリット

(1) 債権者と債務者との合意により迅速かつ柔軟な再建手続が可能

裁判所の関与がなく、あくまでも、債権者と債務者との協議により行われる手続であるため、当事者間の合意が得られれば、迅速かつ柔軟な再建手続が可能となります。

(2) 倒産というレッテルを貼られない

(3) 債権カットが一律でなくてもよい

金融機関等の一部の債権者だけを対象として債権カットを行い、他の取引業者に負担をかけないということが可能となります。これにより、零細な取引先や下請業者などに負担をかけずに再生を図ることが可能となります。

4. 私的整理のデメリット

(1) 再建計画に同意しない債権者を拘束できない

私的整理には多数決原理が導入されないため、再建計画設立には、対象債権者全員の同意が必要となり、計画に反対する債権者がいた場合は、その債権者を拘束できないという問題があります。

(2) 債権者にとって経済合理性が担保されない可能性がある

債権者と債務者間で合意した債権カットであっても、私的整理の場合、債権者がこの債権カットを合意したことの経済合理性を担保する手続が明確でない

という問題があります。場合によっては、債権者が株主代表訴訟を起こされる可能性もあるため、債権者側も私的整理による債権カットに応じるには、一定の合理性を自ら担保する必要があります。

(3) 手続の不透明性、不公平性

裁判所の関与がないため、裁判所に債務弁済禁止等の保全処分を求める制度がなく、債権者の担保権行使に対する対抗措置が備わっていません。そこで、私的整理の手続を客観化、明確化し、手続の公正、円滑化を図る目的とした実務指針として「私的整理ガイドライン」が平成13年9月に公表されました。

以上、法的整理と私的整理とを比較しましたが、どちらの手続を選択するかについて、一般的には、債権者数が少なく、利害関係者間の調整が比較的容易につく場合は、当事者間の合意だけで手続を進められる私的整理が適していて、逆に、債権者をはじめ利害関係者数が多く、その調整も容易には進まないような場合は、裁判所の監督下のもとで実施する法的整理が適していると考えられます。

5. 手続上の相違点

ここで、前述しました再生型の法的整理手続および税務上の取扱いの相違点等を下表にまとめてみました。

(1) 民事再生手続と会社更生手続の比較

	民事再生手続	会社更生手続
適用対象	限定なし（法人、個人を問わない）	株式会社に限定
事業経営	経営者が引き続き経営するのが原則 裁判所の判断により例外的に管財人を選任	経営者は原則全員退任。裁判所が選任した管財人（経営責任のない経営者は管財人として選任可）
権利変更の対象（減免など）	手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の請求権で無担保かつ優先権のないもの（再生債権）	① 手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の請求権（再生債権） ② 担保権付の請求権（更正担保権） ③ 株主の権利

担保権の取扱い	別除権（減免の対象にならず、担保権実行も制約されない） 但し、競売手続の中止命令制度及び担保権消滅制度あり	更正担保権（減免の対象になり、担保権実行も全面的に制約され、自由に担保権を行使できない）
計画の成立要件	① 再生債権者の決議による再生計画案の可決 ② 裁判所の認可	① 更正債権者、更正担保権者、株主の決議による可決 ② 裁判所の認可
可決要件	出席した再生債権者等の過半数で、債権総額の2分の1以上の同意	① 更正債権者の組では債権総額の2分の1以上の同意 ② 更正担保権者の組では債権総額の4分の3以上の同意
計画の履行の確保	① 監督委員（裁判所が任命する弁護士）が選任されている場合は3年間履行を監督 ② 管財人が選任されている場合は管財人が再生計画を遂行	管財人が更生計画を遂行
	③	
債権の弁済期間	最長10年	最長15年
特徴	① 手続に拘束される関係者の範囲を限定した簡易迅速な手続 ② 経営者の経営手腕等の活用が可能 ③ 決議要件が緩和されているため、計画の成立が容易	① すべての利害関係人を手続に取り込み、会社の役員、資本構成、組織変更まで含んだ抜本的な再建計画の策定が可能な手続 ② 担保権者の権利行使を全面的に制限 ③ 手続が複雑かつ厳格であるため、手続及び費用の負担が大きい

(2) 特定調停手続と民事再生手続の比較

	特定調停手続	民事再生手続
申立権利者	債務者	債務者又は債権者
手続開始の条件	支払不能に陥るおそれのある場合 事業継続に支障をきたすことなく、 弁済期にある債務を弁済することが 困難な場合 債務超過に陥るおそれのある法人	破産の原因たる事実の生じるおそれがある場合 事業継続に著しい支障をきたすことなく、 弁済期にある債務を弁済できないこと
事業経営	規定なし（経営陣はそのまま）	経営者が引き続き経営するのが原則
特徴	民事調停のひとつ 合意が成立した当事者のみに合意の効力が及ぶ	法的整理の再生型のひとつ 監督委員の監督下で、債権者の権利行使を制限しつつ、再生計画の成立と遂行を図る 債権者の法定多数により決議され、裁判所の認可を受けた再生計画により拘束される

(3) 民事再生と会社更生の税務上の取り扱いの相違点

	民事再生	会社更生
事業年度の終了	事業年度の変更はない。	開始決定の時と更生計画認可決定の時に事業年度が終了する。
財産評定損益	評定損の計上は認められる。評定益の計上は要求されていない。	財産評定によって評定損益を計上した場合、税法上も益金あるいは損金に計上されることになる。
欠損金	7年超の繰越欠損金（特例欠損金）の控除が認められる。金額は、特例欠損金から資本積立金を控除した残額に限定。控除の順番は、まず7年以内の青色欠損金を控除し、次に特例欠損金を控除する。	7年超の繰越欠損金（特例欠損金）の控除が認められる。金額は、特例欠損金の全額が対象。控除の順番は、先に特例欠損金を控除し、次に7年以内の青色欠損金を控除する。

第3章 倒産処理制度の歴史

1. 倒産法制の見直しの経緯

バブル経済崩壊後にはじまった平成大不況が深刻化する中、激増する倒産事件が相次ぎました。従前からの手続の厳格性などから来る倒産法制の不合理性を解決するため、平成8年10月より倒産法制の全面的見直し着手されました。まず、第一弾として、平成11年12月に和議法を廃止して、民事再生法が制定され、次に、平成14年12月には、会社更生法、平成16年5月に破産法が全面的に改正されました。会社整理、特別清算については、平成17年7月の会社法の公布により、前者は廃止され、後者については全面改正となりました。以上の倒産法制の全面改正により、法的整理は手続の迅速化、合理化が促進され、早期着手に基づく適切な運用が期待されるようになりました。

2. 私的整理の変遷

私的整理は、法的整理と異なり弾力的な方法で実施できるという一方で、手続の透明性に問題があり、再建計画の信頼性、公平性に欠ける場合が多いとの批判的見解もありました。そこで、まず、平成12年2月、経営困難な状況にある法人等に対して債権を有する金融機関による債権放棄を促すことによって債務者の再生に資することも目的として特定調停法が民事調停の特例として施行されました。

次に、私的整理についての手続を客観化、明確化し、手続の公正、円滑化を図ることを目的とした実務指針として全国銀行業協会と日本経団連により私的整理ガイドラインが策定され、平成13年9月に公表されました。金融機関が融資先に対し債権放棄を行う際の基準を明確化し、私的整理の手続に公平性、公正性が確保されることとなりました。

また、平成15年に公布、施行された改正産業活力再生特別措置法に基づき、各都道府県に1個ずつ、中小企業再生支援協議会が設置され、中小企業の担い手として活動しています。税制面においても、平成17年の税制改正において、一定の私的整理における債務免除について期限切れ欠損金を控除対象とすることが認められるようになり、企業再生にサポートがなされ、使用しやすい制度として整備されました。

第4章 会社法による制度の変更

平成18年5月1日に施行された「会社法」により倒産法制は幾つかの項目で変更されました。この章では、その主だったものを解説します。

1. 清算事務年度の創設

解散後の決算日に変更されました。旧商法では会社の解散の際に、「解散の日」の翌日から、元々の会社決算の日までを一事業年度とし、それ以後は清算終了がなされるまで、1年ごとに決算日をむかえる形でした。

しかし会社法により、解散の日の翌日から1年間を「解散事務年度」とすることに変わりました。その後は清算終了がなされるまで、解散の日が決算日となります。つまり、決算日に解散をしない限り、毎年の決算日に変更になります。(第494条)

※第494条（貸借対照表等の作成及び保存）

清算株式会社は、法務省令で定めるところにより、各清算事務年度（第475条各号に掲げる場合に該当することとなった日の翌日又はその後毎年その日に応当する日（応当する日がない場合にあっては、その前日）から始まる各1年の期間をいう。）に係る貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

2. 清算手続

債権を有することを申し出る旨の官報公告は、「3回以上」との定めから、「1回以上」と簡素化されました。これは実務的には重要性が少なく形骸化していたものを、現状追認的に定められたものです。

旧商法では清算手続が開始すると、清算人は就職の日から2週間以内に①解散の事由及びその年月日、②清算人の氏名及び住所、を裁判所に届け出る義務がありました。しかし、実務的には裁判所に届けなくても法務手続を行うことが可能でした。そのためこれについても現状追認的に変更がされ、裁判所への届け出は廃止されました。

また、残余財産の分配ですが、これを現物であることが認められるようになりました。

3. みなし解散

休眠会社のみなし解散は、5年から12年へ制度が変更されました。これは役員任期が10年に伸張することが可能になったためです。

4. 倒産法制の改正

(1) 会社整理の廃止

会社整理は旧商法において、会社再建のための制度でした。しかし、対象が株式会社に限られる上に、関係者全員の合意が必要という制約の多いものでした。民事再生法ができた際に、会社整理のメリットの多くが取り込まれ、会社整理は利用する価値が薄くなっていました。会社法の施行で廃止されました。

(2) 特別清算手続の改正

特別清算は清算型の倒産手続です。会社法の施行に伴い、協定の可決要件を緩和するなど、手続を迅速化・合理化するための見直しが行われました。

第5章 DESとは

会社の再生に際して障害となるのは負債です。過大な負債を解消する手法として、負債の資本化、いわゆるDESがあります。DESとは、Debt Equity Swap（デット・エクイティ・スワップ）の略で、債務の株式化と呼ばれます。債務を資本金に振り替えることで、債権の現物出資と言われることもあります。債権者側から見れば債権が出資に変わることであり、債権者という立場が出資者になります。債務者側から見れば、債務が資本に変わることであり、債務者という立場が被出資会社という立場になります。

それでは、具体的な数値例を見てみましょう。

- ① 資産100、債務200、資本金100、欠損金200あるとします。つまり100の債務超過の状態にあります。
- ② 債権者が所有する債権を現物出資します。債務が資本金に振替わり、この時点で資本金が300となります。

③ さらに資本金200を減資して、欠損金200と相殺することで欠損金をなくすることが可能となります。

①

資 産 100	債 務 200
欠損金 200	

②

資 産 100	資本金 300
欠損金 200	

③

資 産 100	資本金 100
欠損金 200	資本金 200

第6章 DESのメリット・デメリット

1. 債務者側のメリット

債務者側の最大のメリットは、借入金を資本金化し、債務超過の欠損金部分と資本化した資本金とを相殺してしまうことで、債務超過状況から脱することです。資金の追加負担無しで債務超過を脱することが可能です。これによって、債務の弁済負担そのものが軽減されますし、有利子負債が株式化されれば金利負担が無くなります。

2. 債務者側のデメリット

デメリットとしては、債務から資本金に振り替えることにより、「資本金等の額」が増加し法人住民税の均等割が増加する場合があります。また、資本金が1億円超となり外形標準課税の課税対象となる場合があります。

また、株式が債権者に支配されることとなるため、債権者側の力が増してく

ることとなり、経営に対する干渉が入り易くなります。また、債権者の保有する株式数によっては経営権の移動も考えられます。

一般的にDESは、会社の財務内容が悪い時に事業再生の手段として用いられます。よって、DESによる債権の時価は悪化している会社の財務内容を反映し、券面額を下回ることとなり、その券面額と時価との差額については債務消滅益を認識することとなります。この債務消滅益については原則課税となりますが、会社更生等、一定の場合にいわゆる期限切れの繰越欠損金との相殺が可能になるよう税務上の手当てがされています。

3. 債権者側のメリット

債権者側のメリットとしては、債権者から出資者へポジション変更を行うことによって、債務者である会社の弁済負担を軽減するとともに会社の再生に携わり、債権者の中長期的な債権回収を増大させることにあります。

また、債権者は債務者（会社）の株式を取得することによって、将来債務者である会社が再生できた場合には株価が上昇し、その株式の値上り益や配当益を享受できることとなります。

4. 債権者側のデメリット

債権者側のデメリットとして、DESが実施される前の段階では、条件がそろえば強制執行が可能でした。ところが、DESによって、債権者は出資者となり、残余財産処分時においては他の債権者よりも劣後的地位に置かれることとなります。この点を考慮すれば、一般的に債権者としてはDESの実施については一定の慎重さが求められます。

また、債務者である会社が再生に失敗して業績が上がらなかった場合、債権者は価値のほとんど無い株式を保有することになり、時価会計による含み損の認識にもつながり、財務内容が悪化する恐れがあります。

第7章 会社法新設に伴う税制改正とDES

次に会社法新設に伴う税制改正について述べます。DESを行うにあたって、旧商法においては、金銭債権を現物出資する場合は、裁判所が選任した検査役の調査を受けることが要件となっていました。しかし会社法では、金銭債権を

現物出資する場合、その弁済期が到来し、かつ、その債権金額以下の価額で出資する場合には、検査役の調査は不要とされることになりました。これにより、金銭債権の現物出資は手続が簡単になり、使いやすくなったといわれています。

また、旧商法において、資本金等の額は原則として、発行済株式の発行価額の総額でした。しかし会社法では、株式について発行価額という概念がなくなり、株主の払込額または現物出資の給付財産の価額とされました。これを受けて、税務上も資本金等の額を払込額等の基準、特に給付を受けた金銭以外の資産は時価で評価し、これを資本金等の額とすることとされました。つまり会社法の基準に合わせたわけです。

この改正により、債務金額は時価で振り替えなくてはならなくなりました。DESにおける債務者側の評価は従来、券面額説でよかったものが、改正後は時価評価額説でなければならなくなったのです。また、企業再生に関連して行われるDESでは、時価が券面額を下回ることが普通なので、債務者側で債務消滅益が計上されることとなります。

これまでも、DESで現物出資された債権については、額面ではなく時価で評価し直すことが行われていました。つまり、会社法新設に伴う税制改正で、すべて出資は時価評価すべきことが明確化されたのです。

DESは、債権者が保有している債権を、現物出資するものです。しかし、債権ではなく金銭を払い込むいわゆる擬似DESと呼ばれる取引があります。これについてはどう考えるべきでしょうか。

時価との差額を認識しない金銭による払込みが、事業再生の有効な手法として考えられますが、そもそも一種のDESと捉えられているこの取引についても、実は税制面のメリットを受けるためには経済的合理性があることが前提となります。その判定においては、債務超過である赤字欠損法人に対してなぜ出資をするのか、その出資に経済的合理性があるか否かが重要視されるのです。

第8章 DESの税務

DESを行う場合の税務上の注意点とはなんでしょうか。

例えば、親子会社間のようなグループ関連会社間で行う場合には、客観的に合理的な再生計画が存在しない限り、債権者側ではDESの債務免除的側面を重視して、現物出資ではなく寄付金課税として認定される可能性があります。また、債務者側では、先に話した擬似DESの場合も含め、資本取引と認めら

れないとされると、債務免除益を認識する可能性もあります。

また、DESによって純資産がプラスになる場合には、株主間贈与の問題も生じます。さらに個人オーナーによるDESの場合に合理的な再生計画が存在しないと、相続税回避として認定課税される危険性もあります。

つまり、DESによる経営支援は、第三者が債権について適正な評価を行い、ある程度の回収見込み等があると判断されて、はじめて合理的な再生計画となります。客観的・合理的再生計画を伴わないDESの場合には、常に課税リスクがあると考えて、十分に注意する必要があります。

第9章 中小企業再生支援協議会の利用

債務を時価評価することにより、債務消滅益が発生し原則課税されるため、企業再生に支障をきたすおそれがあります。

そこで、債務消滅益が課税されないために考えるのは、元々業績が悪い企業であるので青色欠損金から控除しようと考えます。それでも足りない場合は、含み損のある資産を譲渡して損失を実現させる方法を考えます。

しかし、平成17年度の税制改正により、会社更生等による債務免除等があった場合には、期限切れの繰越欠損金を優先して控除できることとなりました。

(1) 期限切れの欠損金の算定方法

別表5 (1) 期首利益積立 金額のマイナス額の絶対値	—	別表7 青色欠損金	=	差し引き 期限切れ繰越欠損金
--------------------------------	---	--------------	---	-------------------

大企業向けには「私的整理ガイドライン」、中小企業向けには「中小企業再生支援協議会」を利用する再生の場合のみ、税務上の恩典を受けることが出来ません。

平成13年9月に私的整理ガイドラインが策定されました。このガイドラインは公平性・透明性が確保された債務免除スキームとして発足しましたが、3年以内の実質債務超過解消、3年以内の経常利益黒字化、減資の実施と同時に増資をして株主の入替えを行う株主責任・現経営者は退陣する経営者責任など厳しい要件が織り込まれております。このため、この制度を適用して債務免除を受けた企業は平成17年3月現在18社とごく少数にとどまっています。

私達税理士が普段接している中小企業向けには、各都道府県の商工会議所を

主体として立ち上げられた中小企業再生支援協議会の利用です。

中小企業再生支援協議会を利用する再生の場合には、資産評定による評価損益の損金の計上又は益金の計上が可能となりました。この評価損の損金算入額が債務消滅益と相殺されます。また、期限切れの繰越欠損金を優先して債務消滅益と相殺できることとなりました。つまり、ここが最も重要な点です。現在残っている青色欠損金は、翌期以降に利益が出た場合の課税所得と相殺が可能となります。これにより、再建期間中に発生する所得と相殺可能な青色欠損金を温存することで、再建期間中の課税負担を抑え、早期の事業再生が可能となります。

但し、この税制上の恩典を利用するためには、再生計画検討委員会のメンバーが公認会計士・弁護士を含む3名以上必要であり、また、財産評価をするために不動産鑑定士に鑑定評価を依頼する必要があるため、費用がかかるという難点もありますので、債務消滅額が少額な場合には適しておりません。

(2) 寄附金課税について

また、この中小企業再生支援協議会を利用した再生案の中で発生した債権者側の債権放棄の額については、寄付金課税される心配もなく、損金処理が可能となりました。

(3) 結論

制度部の結論としましては、DESを行うにあたっては、私的整理ガイドライン又は中小企業再生支援協議会を利用する再生を選択されることをお勧めします。

<<参考文献>>

日本公認会計士協会京滋会 京都弁護士倒産問題研究会 編著『会社更生・再生・清算の法律と会計・税務』清文社 2003年

平野敦士 濱田康宏 著『倒産させないための私的整理による会社再建Q&A』清文社 2005年

森・濱田松本法律事務所 藤原総一郎 編著『実践的リーガルプロセスのすべて 企業再生の法務』きんざい 2003年

宗田親彦編『やさしい倒産法〔第6版〕』法学書院 2006年

松村正哲 高野角司 植木康彦 編著『倒産処理の法務と会計・税務』税務研究会出版局 2003年

高田正昭 佐々木伸悟 萩原壽治 著『徹底詳解 企業再生の税務 理論とQ&A』税務研究会出版局 2006年

田中義幸他共著『会社法対応税制と会計基準のポイント』新日本法規出版 2006年

山本和彦著『倒産処理法入門』有斐閣 2005年

法的整理研究会編著『企業再生のための法的整理の実務』社団法人金融財政事情研究会 2004年

週刊税務通信 No. 2938(平成18年10月9日)p4-5 「DES関連改正は中小企業等の財務戦略にも影響」 2006年